

国税庁や税務署をかたる詐欺メールや電話にご注意を

国税庁や税務署をかたる詐欺が巧妙化しています。最近の詐欺手口の傾向と対策をご案内します。

定額減税や給付金の還付で誘う手口

税務署や市町村役場を装い「定額減税の関係で還付を受けられる」との名目で、銀行口座や暗証番号等を尋ねたり、ATMからの送金を促したりする詐欺が報告されています。

定額減税や給付金について、国税庁（局）や税務署、都道府県や市区町村が、電話やメールで個人情報を尋ねたり、送金を指示したりすることは一切ありません。安易に返答したり、メールに記載されたURLにアクセスしたりしないよう、ご注意ください。最近ではAI・自動音声による電話で、税金と称して金銭を要求する事例も報告されています。

税金の未払や滞納で不安を煽る手口

国税庁や国税不服審判所を名乗り、「滞納や未納がある」として税金の督促を装う詐欺もあります。期限を指定してその日までに納めなければ差押えを執行すると脅し、不安を煽りつつ特定サイトに誘導し、個人情報やクレジットカード情報等を入力させる手口です。例えば次の件名でメールが届きます。

- 税務署からのお知らせ【宛名の登録確認及び秘密の質問等の登録に関するお知らせ】
- e-Tax 税務署からの【未払い税金のお知らせ】
- 【重要】滞納した税金がございます
- 【税務署】未払い税金のお知らせ
- 【重要】国税電子申告・納税システム

メールには「発行元:国税庁」などと明記され、

住所や法人番号等も記載されていますが、これらも偽装です。そもそも国税庁等が納付や差押えに関するメールを送信することはありません。

また、e-Tax から送信される「税務署からのお知らせ」を装った詐欺メールの事例もあります。正規のe-Taxからのメールを見分けるポイントは、以下のとおりです。

- ① 送信元表記が「e-Tax (国税電子申告・納税システム) <info@e-tax.nta.go.jp>」である
- ② 宛名登録している場合には、メール本文の宛名に登録した宛名が表示される（「担当者様」「納税者様」といった広く一般的な表現はされない）
- ③ 支払の催促などの内容を含むメールは送信されない

税務調査を匂わせるアプローチ

税務調査の実施を連絡するメールで税務署をかたるアカウントに送金を求めたり、「税務署からのアンケート」や「株取引等に関連して……」と偽り、電話で個人情報を聞き出そうとしたりする手口もあります。

また、税務調査や滞納整理を装って直接自宅等を訪問し、帳簿や金庫を見たり、現金やキャッシュカード等を持ち去ったりする、ニセ税務職員の事例も発生しています。税務職員が税務調査等で訪問する際には、必ず質問検査章と顔写真付きの身分証明書を携帯しています。査察調査等の際は、裁判官が発付した「臨検・捜索・差押許可状」を必ず呈示しています。

不審に思われた場合は、即答を避け、相手の所属部署や氏名、電話番号等を控えた上で、最寄りの税務署にお問い合わせください。